

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 崎 雄 一 郎
(コ ー ド 番 号 : 2 1 9 1)
問 合 せ 先 取 締 役 村 上 昌 久
リ ス ク ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 本 部 長
電 話 0 3 - 5 9 3 7 - 2 1 1 1

連結子会社バイオメディカ・ソリューション株式会社の新株予約権発行について

当社連結子会社であるバイオメディカ・ソリューション株式会社（所在地：大阪市茨木市 代表取締役 中尾敦、以下「BMS」）は、株式会社バイオ・インベストメント（所在地：大阪市茨木市 代表取締役 中尾敦）に対して、下記のとおり第 1 回新株予約権の発行を行っております。

当社グループの連結売上高における BMS の売上高の割合が、平成 27 年度乃至平成 28 年度において重要性が増したのでお知らせするものであります。

なお、平成 27 年度 12 月期における連結売上高に対する BMS の売上高の割合は 37.76%となっております。

記

- ① 新株予約権の名称：第 1 回新株予約権
- ② 新株予約権の総数：19 個（1 個あたり 1 株）
- ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 19 個
- ④ 新株予約権の払込金額：無償
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、出資される金額は 200 万円とする。
- ⑥ 割当日及び割当方法：
平成 25 年 8 月 20 日を割当日とし、株式会社バイオ・インベストメントに対する第三者割当の方法による。
- ⑦ 行使期間：平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 8 月 20 日まで
- ⑧ 行使条件：平成 26 年 12 月 31 日までは、新株予約権 19 個のうち 10 個しか行使できない。
平成 27 年 1 月 1 日以降は、新株予約権 19 個の全てについて行使できる。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額：
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑩ 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要するものとされるが、新株予約権者は、第三者に対し、本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。

以上